

1 調査名称：柏崎市総合都市交通体系調査

2 調査主体：柏崎市

3 調査圏域：柏崎市

4 調査期間：平成23年度～平成24年度

5 調査概要：

柏崎市では、現在26路線を都市計画道路として位置づけられているが、このうち一部区間が未改良の路線が15路線、全区間が未改良の路線が6路線あり、長期未着手の状況にある。

都市計画道路の区域内では、都市計画法第53条に基づいて将来の事業を円滑に進めるために、建物の階数や構造の制限を行っている。そのため、都市計画決定されてから長期未着手となっている路線では、長期にわたり市民の私権を制限している。

また、人口減少、少子高齢化の進行、自動車交通需要の鈍化、中心市街地の空洞化、市街地拡大の収束傾向などで、都市計画決定当時と社会情勢が大きく変わっていることを踏まえ交通の需要や土地利用上の要請を改めて検証し、適切な対応を図ることが必要である。

こうした中、本業務は、平成22年3月に策定された「柏崎都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの方針を踏まえながら、柏崎市における都市計画道路について、それぞれの必要性や整備状況等を総合的に勘案した中で、廃止・変更を含めた見直し案の検討を行うものである。

I 調査概要

1 調査名：柏崎市総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1. 業務の概要

1. 1 業務の目的

1. 2 業務概要

1. 3 業務項目

1. 4 実施手順

2. 都市計画道路の基礎データの整理・見直し候補路線の抽出

2. 1 都市計画道路の現状

2. 2 都市計画道路見直しの背景

2. 3 都市計画道路を見直す目的

2. 4 見直し候補路線の抽出

3. まちづくりの目標と課題

3. 1 都市計画マスタープラン・総合計画

3. 2 柏崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3. 3 幹線道路に求められる役割

4. 必要性の検討

4. 1 都市計画道路に求められる役割

4. 2 柏崎市の都市計画道路に求められる役割

4. 3 都市計画道路の必要性の検討について

5. 事業可能性の検討

5. 1 事業可能性の検討における課題整理の視点

5. 2 都市計画道路の事業実施における課題

6. 未着手である理由の整理

6. 1 未着手である理由の整理の視点

6. 2 未着手である理由の整理

7. 課題解決策の検討

8. 見直し候補路線の検討

別添資料

資料 1 : 評価カルテ

資料 2 : 路線カルテ

資料 3 : 現地状況写真集

打合せ簿

図面 1 : 柏崎市都市計画道路整備状況

図面 2 : 柏崎市都市計画道路見直し (案)

3 調査体制
該当なし

4 委員会名簿等：
該当なし

II 調査成果

1 調査目的

柏崎市における都市計画道路のうち、長期未着手状態にある区間について「新潟県都市計画道路見直しガイドライン（平成18年12月）」に準じた検討を行う。

土地利用と交通政策、自然環境の整備・保全を連携させ、柏崎市における都市の将来像を示した上で、それにふさわしいまちづくりの方向を見定め、都市計画道路の見直しの実施方針を決定する。

見直し実施方針に基づき、見直し検討が必要となる都市計画道路を「見直し検討の対象路線」として抽出し、個別まちづくりの目標、未着手の理由を整理した上で、都市の将来像の実現に向けた課題解決策の検討を行う。

検討の結果、当該路線の見直しが必要と判断されるものを「見直し候補路線（案）」とし選定を行う。

2 調査フロー

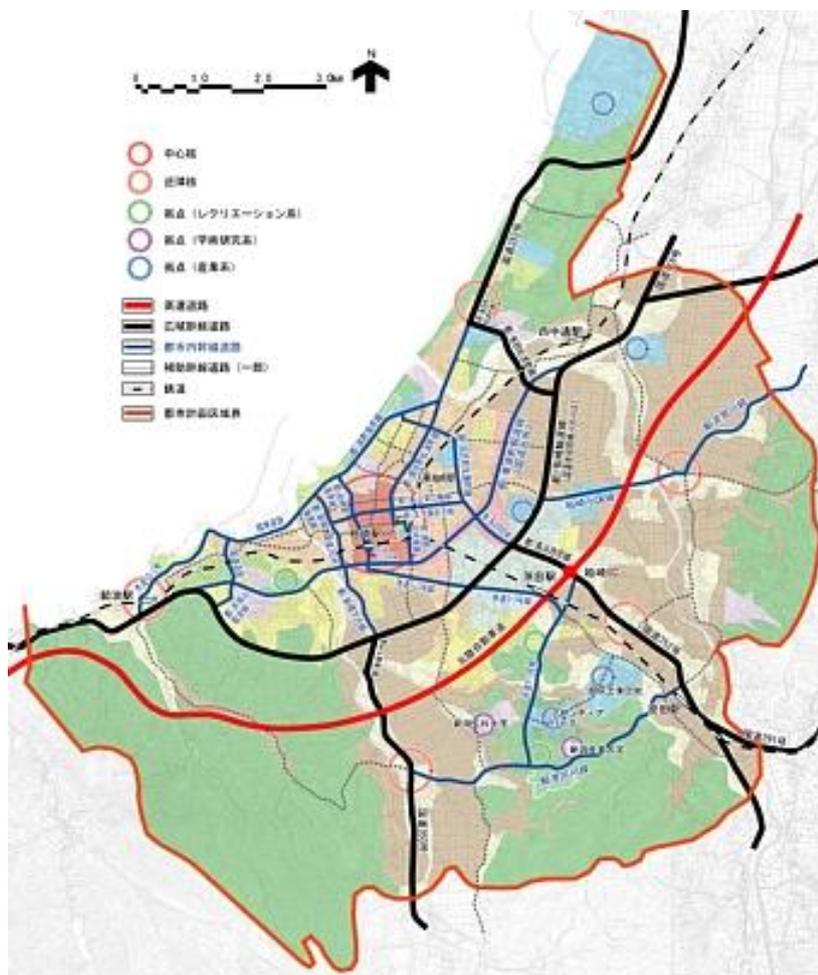


3 調査圏域図

新潟県圏域



柏崎市都市計画区域



4 調査成果

1 見直し候補路線の検討について

見直し対象路線については各路線の区間によって、事業の実現可能性等が異なるため区間別に見直し方針を検討した。

(1) 今後も事業着手が困難と考えられる区間

「必要性の検討」、「事業可能性の検討結果」から、事業実施に向けて早期課題解決が困難である路線を見直し対象とする。具体的な課題について以下のとおりである。

- ・ 法線上に公共、公益施設が立地しており移転が必要となる区間
- ・ 法線上に工場が立地しており事業費規模が増大する区間
- ・ 法線上に寺社、史跡等が立地しており文化財等に影響を与える区間
- ・ 整備に伴う地域コミュニティへの影響
- ・ 地形的制約がある区間

(2) 現計画のままでは事業実施が困難である区間

「必要性の検討」、「事業可能性の検討結果」から、現計画のままでは他路線との接続が困難であるなど道路構造上の課題等により事業実施が困難である区間、または当初の道路の位置づけ理由が社会状況等の変化により変化し都市計画道路に求められる機能が変化した区間を見直し対象とする。

(3) 現道や周辺道路によって交通機能等が既に確保されている区間

周辺道路または現道により、当初都市計画道路に求められていた交通機能等が既に確保され、都市計画道路の必要性の低下や現計画のままでは整備効果が見込めない区間を対象とする。

2 見直し候補路線（案）の結果について

(1) 見直し候補路線（案）

新潟県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、第一段階評価の評価カルテを作成し、見直し候補路線案9路線を選定する結果となった。

今後、第二段階評価を行い、案に対する検証を行い継続・変更・廃止路線の判断を行う。